

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 （抜粋）

平成7年3月16日

条例第14号

（審議会の設置）

第8条 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、法第5条の7の廃棄物減量等推進審議会として、川口市廃棄物対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（組織）

第9条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

（委員）

第10条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 市民
- (4) 事業者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第11条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第12条 第8条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。